専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり 専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月27日提出

静岡市長 田辺信宏

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

静岡市長 田辺信宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例(平成15年静岡市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第41条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条 第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第19項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第20条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修事有部分」を「熱損失防止改修等事有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修等住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅事有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅事有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第24条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第35条中「第15項から第19項まで」を「第14項から第18項まで、第20項」に、「第22項、 第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項」を「第25項、第28項、第32項から第34項ま で、第36項」に改め、「、第42項」を削り、「第43項」を「第40項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に 改め、同条第2項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第3項中「附 則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第4項中「附則第15条第42項」を「附 則第15条第39項」に改める。

附則第36条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、 令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの 固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。